

# 令和4年第1回（3月）上越市議会定例会

## 厚生常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第11号	令和3年度上越市一般会計補正予算(第8号)	保育課ほか	1～8
議案第12号	令和3年度上越市一般会計補正予算(第9号)	国保年金課ほか	9～20
議案第13号	令和3年度上越市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	国保年金課	21～22
議案第16号	令和3年度上越市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)		23
議案第28号	上越市国民健康保険税条例の一部改正について		24～34
議案第32号	上越市立地域保育園条例の廃止について	保育課	35
議案第1号	令和4年度上越市一般会計予算	国保年金課ほか	36～102
議案第2号	令和4年度上越市国民健康保険特別会計予算	国保年金課	103～111
議案第5号	令和4年度上越市後期高齢者医療特別会計予算		112～118



## 予算案件における目標の記載について

全ての事業を義務的事業、経常的事業、政策的事業に分類し、下記のように整理して記載しています。

- 1 義務的事業…生活保護など扶助費全般や戸籍事務、国県事業等への負担など
  - ・法定受託事務など法令等の目的・趣旨と事業の目的と合致しており、市民に安定的にサービスを提供することが目標であるため記載しません。
  - ・市の政策としてサービスを付加する場合は記載しています。
- 2 経常的事業…財務会計事務、契約事務、庶務事務、施設の維持管理運営など
  - ・行政運営に必要不可欠な財務会計事務などの内部管理事務については、滞りなく実施することが目標であるため記載しません。
  - ・施設の維持管理運営は、適切な維持管理と運営により市民等が安全安心に利用できることが目標であるため記載しません。ただし、施設の付加価値を高めるための取組を実施し、入館者や利用者数、利用件数や実施件数などを設定できる場合は目標を記載しています。
- 3 政策的事業…上記以外の事業
  - ・全ての事業について目標を記載しています。

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第11号
提出課	保育課

歳出科目 (P32~P33)	3款2項2目	保育所運営費
----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
公立保育所運営費	2,275,526	6,657	2,282,183

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	6,657	報酬	813
		給料	4,536
		共済費	1,308

【補正理由】

国の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施に伴い、会計年度任用職員の保育士等の報酬及び給料を引き上げるもの

【補正内容】

- ・令和4年2月分及び3月分の公立保育園の会計年度任用職員の保育士等の報酬及び給料を約3%引き上げる。

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	保育士等処遇改善臨時特例交付金	0	6,657	6,657
合計		0	6,657	6,657

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
報酬	現業会計年度任用職員報酬	296,228	813	297,041
給料	現業会計年度任用職員給料	814,455	4,536	818,991
共済費	会計年度任用職員共済組合負担金	204,485	1,183	205,668
	社会保険料	56,566	125	56,691
合計		1,371,734	6,657	1,378,391

【実施内容】

<会計年度任用職員の処遇改善の概要>

- ・実施時期 令和4年2月分から
- ・職種 保育士、幼稚園の教諭、放課後児童支援員等
- ・改善内容 現行の報酬・給料を約3%引上げ

※それぞれの職種の処遇改善に係る補正額は、関連する事業予算に計上

歳出科目 (P32～P33)	3款2項2目	保育所運営費
----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
私立保育所等運営費	2,675,150	10,417	2,685,567

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	10,417	負担金補助及び交付金	10,417

#### 【補正理由】

国の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施に伴い、私立保育園及び認定こども園に従事する保育士等の処遇改善を支援するため、所要の経費を増額するもの

#### 【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	保育士等処遇改善臨時特例交付金	0	10,417	10,417
合計		0	10,417	10,417

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	保育士等処遇改善臨時特例交付金	0	10,417	10,417
合計		0	10,417	10,417

#### 【実施内容】

私立保育園及び認定こども園が令和4年2月から職員に対する賃金改善を行うために必要な費用を補助する。

補助基準：国が定める年齢区分別の補助基準額（月額）×年齢別平均利用児童数（見込）×事業実施月数（補助割合は国10/10）

歳出科目 (P 34～P 35)	3 款 2 項 2 目	保育所運営費
------------------	-------------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
病児・病後児保育室運営費	67,045	80	67,125

主な補正財源		主な経費	
一般財源	80	給料	58
		共済費	22

#### 【補正理由】

国の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施にあわせ、病後児保育業務に従事する会計年度任用職員の保育士の給料を引き上げるもの

#### 【補正内容】

- ・令和4年2月分及び3月分の病後児保育室の会計年度任用職員の保育士の給料を約3%引き上げる。

#### (財源内訳)

区分	補正前	補正額	補正後
一般財源	42,765	80	42,845
合計	42,765	80	42,845

#### (歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
給料	会計年度任用職員給料	14,855	58	14,913
共済費	会計年度任用職員共済組合負担金	3,753	22	3,775
合計		18,608	80	18,688

#### 【実施内容】

<会計年度任用職員の処遇改善の概要>

- ・実施時期 令和4年2月分から
- ・職種 保育士、幼稚園の教諭、放課後児童支援員等
- ・改善内容 現行の報酬・給料を約3%引上げ

※それぞれの職種の処遇改善に係る補正額は、関連する事業予算に計上

提出課	こども課
-----	------

歳出科目 (P34~P35)	3款2項2目	保育所運営費
----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
子育てひろば運営事業	103,604	444	104,048

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	146	報酬	180
県支出金	146	共済費	28
一般財源	152	委託料	236

【補正理由】

国の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施にあわせ、子育てひろば業務に従事する保育士等の報酬を引き上げるもの

【補正内容】

- ・令和4年2月分及び3月分の子育てひろば業務に従事する会計年度任用職員の保育士等の報酬を約3%引き上げる。
- ・令和4年2月分及び3月分の私立子育てひろば等で働く保育士等に係る賃金の約3%相当額の委託料を増額する。

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	子ども・子育て支援交付金	33,900	146	34,046
県支出金	子ども・子育て支援交付金	33,900	146	34,046
一般財源		35,804	152	35,956
合計		103,604	444	104,048

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
報酬	現業会計年度任用職員報酬	31,739	180	31,919
共済費	社会保険料	5,799	28	5,827
委託料	地域子育て支援拠点事業委託料	57,684	231	57,915
	移動子育てひろば運営業務委託料	1,857	5	1,862
合計		97,079	444	97,523

【実施内容】

<会計年度任用職員の処遇改善の概要>

- ・実施時期 令和4年2月分から
- ・職種 保育士、幼稚園の教諭、放課後児童支援員等
- ・改善内容 現行の報酬・給料を約3%引上げ

※それぞれの職種の処遇改善に係る補正額は、関連する事業予算に計上

歳出科目 (P34~P35)	3款2項4目	児童福祉施設費
----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
ファミリーサポートセンター運営事業	7,196	23	7,219

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	7	委託料	23
県支出金	7		
一般財源	9		

【補正理由】

国の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施にあわせ、ファミリーサポートセンター業務に従事する保育士の処遇改善を図る経費を増額するもの

【補正内容】

- ・令和4年2月分及び3月分のファミリーサポートセンターに従事する保育士の賃金の約3%相当額の委託料を増額する。

(財源内訳)

区 分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	子ども・子育て支援交付金	1,333	7	1,340
県支出金	子ども・子育て支援交付金	1,333	7	1,340
一般財源		4,530	9	4,539
合 計		7,196	23	7,219

(歳出)

区 分		補正前	補正額	補正後
委託料	ファミリーサポートセンター運営業務委託料	6,970	23	6,993
合 計		6,970	23	6,993



歳出科目 (P34~P35)	3款2項4目	児童福祉施設費
----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
こどもセンター運営事業	51,614	140	51,754

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	46	委託料	140
県支出金	46		
一般財源	48		

【補正理由】

国の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施にあわせ、こどもセンター業務に従事する保育士等の処遇改善を図る経費を増額するもの

【補正内容】

- ・令和4年2月分及び3月分のこどもセンターで働く保育士等の賃金の約3%相当額の委託料を増額する。

(財源内訳)

区 分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	子ども・子育て支援交付金	15,730	46	15,776
県支出金	子ども・子育て支援交付金	15,730	46	15,776
一般財源		19,112	48	19,160
合 計		50,572	140	50,712

(歳出)

区 分		補正前	補正額	補正後
委託料	施設運営業務委託料	50,575	140	50,715
合 計		50,575	140	50,715

提出課	健康づくり推進課
-----	----------

歳出科目 (P34~P37)	4款1項1目	保健衛生総務費
----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
新型コロナウイルス感染症対策費	1,551	23,974	25,525

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	23,974	報酬 129	負担金補助及び交付金 23,839
		旅費 6	

【補正理由】

新潟県下にて警報等が発令されていない平時等、県による無料検査の対象とならない期間において、感染リスクが比較的高い介護施設職員や保育士などの市内事業所等に勤務する人に対して、医療機関で行うPCR検査に係る費用を助成し、勤務先等における感染リスクの抑制を図るため、必要な経費を増額するもの

【補正内容】

- ・国の補正予算を活用した事業 23,974千円  
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する。

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金	0	23,974	23,974
合計		0	23,974	23,974

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
報酬	会計年度任用職員報酬	0	129	129
旅費	会計年度任用職員費用弁償	0	6	6
負担金補助 及び交付金	PCR検査費用助成事業補助金	0	23,839	23,839
合計		0	23,974	23,974

【実施内容】

1人当たり4回を上限に、検査費用に対する補助（補助率1/2、1回当たりの補助上限額1万円）を行う。

歳出科目 (P36～P37)	4款1項3目	予防費
----------------	--------	-----

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
新型コロナウイルスワクチン接種事業	1,246,099	31,016	1,277,115

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	31,016	委託料	31,016

【補正理由】

新型コロナウイルスの新たな変異株の急速な感染拡大を踏まえ、国から新型コロナウイルスワクチンの追加接種時期を前倒しする方針等が示されたことから、必要な経費を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区 分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金	1,133,861	31,016	1,164,877
合 計		1,133,861	31,016	1,164,877

(歳出)

区 分		補正前	補正額	補正後
委託料	個別接種委託料	334,057	26,887	360,944
	個別接種委託料 (休日加算)	38,005	4,129	42,134
合 計		372,062	31,016	403,078

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第12号
提出課	国保年金課

歳出科目 (P116～P117)	3款1項5目	老人福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
後期高齢者医療制度運営費	2,421,497	△68,970	2,352,527

主な補正財源		主な経費	
県支出金	△2,525	負担金補助及び交付金	
一般財源	△66,445		△65,603
		繰出金	△3,367

【補正理由】

新潟県後期高齢者医療広域連合へ納付する事務費負担金及び療養給付費負担金の納付額決定に基づき減額するほか、保険基盤安定負担金の交付決定にあわせて、後期高齢者医療特別会計への繰出金を減額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区 分		補正前	補正額	補正後
県支出金	保険基盤安定負担金	349,281	△2,525	346,756
一般財源		2,072,216	△66,445	2,005,771
合 計		2,421,497	△68,970	2,352,527

(歳出)

区 分		補正前	補正額	補正後
負担金補助 及び交付金	事務費負担金	83,952	△5,209	78,743
	療養給付費負担金	1,823,796	△60,394	1,763,402
繰出金	後期高齢者医療特別会計 繰出金	513,749	△3,367	510,382
合 計		2,421,497	△68,970	2,352,527

提出課	こども課
-----	------

歳出科目 (P116~P119)	3款2項1目	児童福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
児童扶養手当給付事業	595,604	△34,502	561,102

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	△11,830	扶助費	△34,502
一般財源	△22,672		

【補正理由】

児童扶養手当給付費について、決算見込みにあわせて予算を整理するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	児童扶養手当給付費負担金	197,737	△11,830	185,907
一般財源		397,867	△22,672	375,195
合計		595,604	△34,502	561,102

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
扶助費	児童扶養手当給付費	593,213	△34,502	558,711
合計		593,213	△34,502	558,711

<1人当たり平均支給額>

(単位：円)

当初	実績見込み	比較増減
511,391	471,447	△39,944

歳出科目 (P118~P119)	3款2項1目	児童福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
児童手当給付事業	2,655,241	△57,220	2,598,021

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	△39,097	扶助費	△57,220
県支出金	△9,061		
一般財源	△9,062		

【補正理由】

児童手当費について、決算見込みにあわせて予算を整理するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区 分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	児童手当交付金	1,835,352	△39,097	1,796,255
県支出金	児童手当交付金	403,714	△9,061	394,653
一般財源		413,645	△9,062	404,583
合 計		2,652,711	△57,220	2,595,491

(歳出)

区 分		補正前	補正額	補正後
扶助費	児童手当費	2,642,800	△57,220	2,585,580
合 計		2,642,800	△57,220	2,585,580

<支給対象延べ児童数>

(単位：人)

当 初	実績見込み	比較増減
239,402	235,418	△3,984

歳出科目 (P118～P119)	3款2項1目	児童福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業	255,077	△112,711	142,366

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	△112,711	委託料	△7,311
		負担金補助及び交付金	△105,400

【補正理由】

所得の少ない子育て世帯への生活支援特別給付金について、支給対象者が見込みより少なかったこと及び給付金システム導入が不要となったことから予算を整理するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金	255,077	△112,711	142,366
合計		255,077	△112,711	142,366

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
委託料	子育て世帯生活支援特別給付金システム導入委託料	7,311	△7,311	0
補助金	子育て世帯生活支援特別給付金	246,000	△105,400	140,600
合計		253,311	△112,711	140,600

<支給対象者数>

(単位：人)

① 所得の少ないひとり親世帯	児童数		
	当初	実績見込み	比較増減
ア 令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方	1,680	1,675	△5
イ 公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方(児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る)	約250	68	△182
ウ 令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方	約350	86	△264
② ①以外の住民税非課税の子育て世帯	約2,640	983	△1,657
合計	約4,920	2,812	△2,108

提出課	保育課
-----	-----

歳出科目 (P118~P119)	3款2項2目	保育所運営費
------------------	--------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
公立保育所運営費	2,282,183	△138,640	2,143,543

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	3,993	報酬	20,703
県支出金	3,993	給料	△76,649
一般財源	△146,626	職員手当等	△11,983
		共済費	△55,570
		工事請負費	△15,141

【補正理由】

会計年度任用職員人件費及び工事請負費について、決算見込みにあわせて、予算を整理するとともに、子ども・子育て支援交付金の基準額改定に伴い交付決定額が当初の見込みを上回ることから、財源を組み替えるもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	子ども・子育て支援交付金	9,967	3,993	13,960
県支出金	子ども・子育て支援交付金	9,967	3,993	13,960
一般財源		1,976,278	△146,626	1,829,652
合計		1,996,212	△138,640	1,857,572

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
報酬	現業会計年度任用職員報酬	297,041	20,703	317,744
給料	現業会計年度任用職員給料	818,991	△76,649	742,342
職員手当等	現業会計年度任用職員期末手当	114,343	△7,902	106,441
	現業会計年度任用職員通勤手当	25,888	△4,081	21,807
共済費	会計年度任用職員共済組合負担金	205,668	△51,116	154,552
	社会保険料	56,691	△4,454	52,237
工事請負費	公立保育所改修工事	29,469	△15,141	14,328
合計		1,548,091	△138,640	1,409,451



歳出科目 (P118~P119)	3款2項2目	保育所運営費
------------------	--------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
私立保育所等運営費	2,685,567	△67,679	2,617,888

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	△26,597	委託料	△28,330
県支出金	△24,325	扶助費	△39,349
一般財源	△16,757		

【補正理由】

児童保育委託料及び認定こども園施設型給付費について、決算見込みにあわせて予算を整理するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区 分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	私立保育所等施設型給付費負担金	1,172,841	△26,597	1,146,244
県支出金	私立保育所等施設型給付費負担金	513,494	△21,885	491,609
	私立保育所等施設型給付費地方単独費用県費補助金	36,404	△2,440	33,964
一般財源		829,183	△16,757	812,426
合 計		2,551,922	△67,679	2,484,243

(歳出)

区 分		補正前	補正額	補正後
委託料	児童保育委託料	1,870,907	△28,330	1,842,577
扶助費	認定こども園施設型給付費	681,015	△39,349	641,666
合 計		2,551,922	△67,679	2,484,243

歳出科目 (P118~P119)	3款2項2目	保育所運営費
------------------	--------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
特別保育事業	290,790	△4,138	286,652

主な補正財源		主な経費	
一般財源	△4,138	委託料	△4,138

【補正理由】

障害児保育委託料について、決算見込みにあわせて予算を整理するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分	補正前	補正額	補正後
一般財源	167,888	△4,138	163,750
合計	167,888	△4,138	163,750

(歳出)

区分	補正前	補正額	補正後
委託料	42,922	△4,138	38,784
障害児保育委託料			
合計	42,922	△4,138	38,784

歳出科目 (P118~P119)	3款2項2目	保育所運営費
------------------	--------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
公立保育所施設整備事業	378,605	△59,467	319,138

主な補正財源		主な経費	
市債	△27,200	工事請負費	△47,604
一般財源	△32,267	負担金補助及び交付金	△11,863

【補正理由】

建物解体工事費及び合同・引継保育補助金について、決算見込みにあわせて予算を整理するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区 分		補正前	補正額	補正後
市債	保育園整備事業	195,500	△27,200	168,300
一般財源		179,451	△32,267	147,184
合 計		374,951	△59,467	315,484

(歳出)

区 分		補正前	補正額	補正後
工事請負費	建物解体工事	157,740	△47,604	110,136
負担金補助及び交付金	合同・引継保育補助金	139,580	△11,863	127,717
合 計		297,320	△59,467	237,853

提出課	こども課
-----	------

歳出科目 (P 120～P 121)	3 款 2 項 3 目	母子福祉費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
ひとり親家庭等支援事業	88,862	6,665	95,527

主な補正財源		主な経費	
県支出金	3,812	扶助費	6,665
一般財源	2,853		

【補正理由】

ひとり親家庭等医療費の助成件数が当初の見込みを上回ることから、扶助費を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
県支出金	ひとり親家庭等医療費 助成事業補助金	38,318	3,812	42,130
一般財源		40,508	2,853	43,361
合計		78,826	6,665	85,491

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
扶助費	ひとり親家庭等医療費 助成費	76,950	6,665	83,615
合計		76,950	6,665	83,615

<助成件数>

(単位：件)

当初	実績見込み	比較増減
35,384	40,332	4,948

歳出科目 (P 120～P 121)	4 款 1 項 2 目	母子衛生費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
妊産婦・子ども医療費助成事業	682,111	52,915	735,026

主な補正財源		主な経費	
県支出金	△15,849	扶助費	52,915
一般財源	68,764		

【補正理由】

子ども医療費助成費について、助成件数が当初の見込みを上回ることから、扶助費を増額するとともに、対象児童数の減少により交付決定額が当初の見込みを下回ることから、財源の組替えを行うもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
県支出金	子ども医療費助成等交付金	194,980	△15,849	179,131
一般財源		485,996	68,764	554,760
合計		680,976	52,915	733,891

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
扶助費	子ども医療費助成費	595,743	52,915	648,658
合計		595,743	52,915	648,658

<助成件数>

(単位：件)

当初	実績見込み	比較増減
323,068	358,062	34,994

提出課	健康づくり推進課
-----	----------

歳出科目 (P120～P121)	4款1項3目	予防費
------------------	--------	-----

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
市民健康診査事業	82,871	△13,279	69,592

主な補正財源		主な経費	
諸収入	△12,022	委託料	△13,279
一般財源	△1,257		

【補正理由】

市民健康診査委託料について、決算見込みにあわせて予算を整理するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分	補正前	補正額	補正後
諸収入	50,714	△12,022	38,692
一般財源	30,842	△1,257	29,585
合計	81,556	△13,279	68,277

(歳出)

区分	補正前	補正額	補正後	
委託料	市民健康診査委託料	66,856	△13,279	53,577
合計		66,856	△13,279	53,577

歳出科目 (P 120～P 121)	4 款 1 項 3 目	予防費
--------------------	-------------	-----

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
がん予防推進事業	159,695	△5,063	154,632

主な補正財源		主な経費	
諸収入	△2,368	委託料	△5,063
一般財源	△2,695		

【補正理由】

がん検診委託料について、決算見込みにあわせて予算を整理するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分	補正前	補正額	補正後
諸収入	19,482	△2,368	17,114
一般財源	139,693	△2,695	136,998
合計	159,175	△5,063	154,112

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
委託料	がん検診委託料	150,010	△5,063	144,947
合計		150,010	△5,063	144,947

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第13号
提出課	国保年金課

### 令和3年度上越市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の概要

#### 【補正理由】

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対する生活支援として実施した保険税の減免に係る国  
県支出金を増額するもの
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特定健康診査の受診控えにより、受診者数  
が当初の見込みを下回ることから委託料を減額するもの
- (3) 保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の確定に伴い、一般会計からの  
繰入金を減額するとともに、収支の均衡を図るため、財政調整基金繰入金を減額する  
もの

#### 【補正内容】

(歳入)

単位：千円

款	区 分	補正前	補正額	補正後
1	国民健康保険税	3,008,794	0	3,008,794
2	使用料及び手数料	1,959	0	1,959
3	国庫支出金	76	3,541	3,617
4	県支出金	13,042,839	6,048	13,048,887
5	財産収入	17	0	17
6	繰入金	1,259,818	△22,072	1,237,746
	一般会計繰入金	1,213,453	△19,302	1,194,151
	国民健康保険財政調整基金繰入金	46,365	△2,770	43,595
7	繰越金	141,595	0	141,595
8	諸収入	64,076	△2,435	61,641
9	市債	1	0	1
	合 計	17,519,175	△14,918	17,504,257

(歳出)

単位：千円

款	区 分	補正前	補正額	補正後
1	総務費	198,446	0	198,446
2	保険給付費	12,728,540	0	12,728,540
3	国民健康保険事業費納付金	4,165,782	0	4,165,782
4	財政安定化基金拠出金	1	0	1
5	保健事業費	201,789	△18,603	183,186
6	基金積立金	70,798	0	70,798
7	公債費	1	0	1
8	諸支出金	123,818	3,685	127,503
9	予備費	30,000	0	30,000
	合 計	17,519,175	△14,918	17,504,257



【補正額の内訳】

(歳入)

3 款 国庫支出金	3,541 千円	
・ 災害臨時特例補助金 (保険税の減免額の 6/10 相当分)		3,541 千円
4 款 県支出金	6,048 千円	
・ 保険給付費等交付金 (保険税の減免額の 4/10 相当分)		2,363 千円
・ 保険給付費等交付金 (直営診療施設に係る特別調整交付金分)		3,685 千円
6 款 繰入金	△22,072 千円	
・ 一般会計繰入金 (保険基盤安定繰入金)		△6,450 千円
・ 一般会計繰入金 (財政安定化支援事業繰入金)		△12,852 千円
・ 国民健康保険財政調整基金繰入金		△2,770 千円
8 款 諸収入	△2,435 千円	
・ 特定健康診査自己負担金		△2,435 千円

(歳出)

5 款 保健事業費 (特定健康診査費)	△18,603 千円	
・ 特定健康診査委託料		△18,603 千円
8 款 諸支出金 (直営診療施設勘定繰出金)	3,685 千円	
・ 診療所特別会計繰出金		3,685 千円

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第16号
提 出 課	国保年金課

### 令和3年度上越市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要

#### 【補正理由】

保険基盤安定負担金の交付決定に伴い、歳入では一般会計からの繰入金を減額し、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金を減額するもの

#### 【補正内容】

(歳入) 単位：千円

款	区 分	補正前	補正額	補正後
1	後期高齢者医療保険料	1,723,876	0	1,723,876
2	使用料及び手数料	100	0	100
3	繰入金	513,749	△3,367	510,382
	保険基盤安定繰入金	465,709	△3,367	462,342
	事務費繰入金	48,040	0	48,040
4	繰越金	3,380	0	3,380
5	諸収入	9,532	0	9,532
合 計		2,250,637	△3,367	2,247,270

(歳出) 単位：千円

款	区 分	補正前	補正額	補正後
1	総務費	53,302	0	53,302
2	後期高齢者医療広域連合納付金	2,192,965	△3,367	2,189,598
3	諸支出金	4,370	0	4,370
合 計		2,250,637	△3,367	2,247,270

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第 2 8 号
提 出 課	国保年金課

## 上越市国民健康保険税条例の一部改正について

### 1 改正理由

地方税法の一部改正を受け、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額を減額するため、所要の改正を行うもの

### 2 改正内容

- (1) 未就学児に係る被保険者均等割額の 2 分の 1 を減額する規定を追加する。(第 2 5 条第 2 項関係)
- (2) その他引用条項を整理する。
- (3) 改正後の上越市国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税条例について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。(附則第 2 項関係)

### 3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

### 4 上越市国民健康保険税条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(納税義務の発消滅等に伴う賦課)</p> <p>第 1 5 条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が生じた者には、その発生した日の属する月から月割りをもって算定した第 3 条第 1 項の額(第 2 5 条の規定による減額が行われた場合には、<u>その減額後</u>の国民健康保険税の額とする。以下同じ。)を課する。</p> <p>2～8 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 2 5 条 略</p> <p>(1) 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、4 3 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和 4 0 年法律第 3 3 号)第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項</p>	<p>(納税義務の発消滅等に伴う賦課)</p> <p>第 1 5 条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が生じた者には、その発生した日の属する月から月割りをもって算定した第 3 条第 1 項の額(第 2 5 条の規定による減額が行われた場合には、<u>同条</u>の国民健康保険税の額とする。以下同じ。)を課する。</p> <p>2～8 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 2 5 条 略</p> <p>(1) 法第 7 0 3 条の 5 _____ に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、4 3 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第 7 0 3 条の 5 _____ に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和 4 0 年法律第 3 3 号)第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項</p>

改 正 案	改 正 前
<p>に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア～エ 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～エ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した</p>	<p>に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5 _____ に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア～エ 略</p> <p>(2) 法第703条の5 _____ に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～エ 略</p> <p>(3) 法第703条の5 _____ に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した</p>

改 正 案	改 正 前
<p>金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～エ 略</p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 2,910円</p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 4,850円</p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 7,760円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 9,700円</p> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,605円</p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,675円</p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,280円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,350円 (追加)</p> <p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第26条 国民健康保険税の納税義務者であ</p>	<p>金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第26条 国民健康保険税の納税義務者であ</p>

改 正 案	改 正 前
<p>る世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。次条において同じ。）である場合における第4条及び前条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第26条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 及び2 略</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第25条第1項の規定の適用については、同項中「総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p>	<p>る世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。次条において同じ。）である場合における第4条及び前条の_____規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第26条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号_____中「総所得金額」_____とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）_____」とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 及び2 略</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第25条_____の規定の適用については、同条中「総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p>

改 正 案	改 正 前
<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第25条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、<u>第25条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第25条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第3</p>	<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第25条_____の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、<u>第25条</u>_____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第25条_____の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第3</p>

改 正 案	改 正 前
<p>項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、<u>第25条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>6 略</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第9条及び<u>第25条第1項</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第25条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第9条及び<u>第25条第1項</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第</p>	<p>項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、<u>第25条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>6 略</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第9条及び<u>第25条</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第25条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第9条及び<u>第25条</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第</p>



改 正 案	改 正 前
<p>35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第25条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び<u>第25条第1項</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第25条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び<u>第25条第1項</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第25条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並</p>	<p>35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第25条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び<u>第25条</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第25条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び<u>第25条</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第25条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並</p>

改 正 案	改 正 前
<p>びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。  (特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第25条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第25条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第25条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。  (特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び</p>	<p>びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。  (特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第25条____の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第25条____において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第25条____中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。  (特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び</p>

改 正 案	改 正 前
<p>雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第25条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第25条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第25条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第25条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定す</p>	<p>雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第25条 _____ の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第25条 _____ において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第25条 _____ 中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第25条 _____ の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定す</p>

改 正 案	改 正 前
<p>る条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、<u>第25条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び<u>第25条第1項</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第25条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>15～17 略</p> <p>（平成20年度分の国民健康保険税の減額の特例）</p> <p>18 平成20年度分の国民健康保険税に限り、<u>第25条第1項</u>の規定の適用について</p>	<p>る条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、<u>第25条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び<u>第25条</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第25条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>15～17 略</p> <p>（平成20年度分の国民健康保険税の減額の特例）</p> <p>18 平成20年度分の国民健康保険税に限り、<u>第25条</u>の規定の適用について</p>

改正案	改正前
<p>は、同条第1号ア中「1万3,580円」とあるのは「1万2,600円」と、同号イ(7)中「1万7,640円」とあるのは「1万6,170円」と、同号イ(4)中「8,820円」とあるのは「8,085円」と、同号ウ中「7,000円」とあるのは「6,160円」と、同条第2号ア中「9,700円」とあるのは「9,000円」と、同号イ(7)中「1万2,600円」とあるのは「1万1,550円」と、同号イ(4)中「6,300円」とあるのは「5,775円」と、同号ウ中「5,000円」とあるのは「4,400円」と、同条第3号ア中「3,880円」とあるのは「3,600円」と、同号イ(7)中「5,040円」とあるのは「4,620円」と、同号イ(4)中「2,520円」とあるのは「2,310円」と、同号ウ中「2,000円」とあるのは「1,760円」とする。</p> <p>19～21 略</p>	<p>は、同条第1号ア中「1万3,580円」とあるのは「1万2,600円」と、同号イ(7)中「1万7,640円」とあるのは「1万6,170円」と、同号イ(4)中「8,820円」とあるのは「8,085円」と、同号ウ中「7,000円」とあるのは「6,160円」と、同条第2号ア中「9,700円」とあるのは「9,000円」と、同号イ(7)中「1万2,600円」とあるのは「1万1,550円」と、同号イ(4)中「6,300円」とあるのは「5,775円」と、同号ウ中「5,000円」とあるのは「4,400円」と、同条第3号ア中「3,880円」とあるのは「3,600円」と、同号イ(7)中「5,040円」とあるのは「4,620円」と、同号イ(4)中「2,520円」とあるのは「2,310円」と、同号ウ中「2,000円」とあるのは「1,760円」とする。</p> <p>19～21 略</p>

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第 3 2 号
提 出 課	保育課

## 上越市立地域保育園条例の廃止について

### 1 廃止理由

施設の利用実態を踏まえ、市内唯一の地域保育園である小猿屋保育園の供用を廃止するもの

### 2 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

### 3 関連例規の改廃

地域保育園の廃止に合わせて、同保育園に係る保育料及び通園バス運行分担金の徴収根拠である、次に掲げる条例を整備する。

- (1) 上越市立地域保育園保育料徴収条例（廃止）（附則第 2 項関係）
- (2) 上越市立保育園通園バス運行分担金徴収条例（一部改正）（附則第 3 項関係）

### 4 上越市立保育園通園バス運行分担金徴収条例改正案新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

改 正 案	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において「市立保育園」とは、上越市保育所条例（昭和 4 6 年上越市条例第 2 0 号）第 1 条の規定により設置する保育所_____</p> <p>_____のうち、市長が別に定める保育所_____をいう。</p> <p>2 略</p>	<p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において「市立保育園」とは、上越市保育所条例（昭和 4 6 年上越市条例第 2 0 号）第 1 条の規定により設置する保育所及び上越市立地域保育園条例（昭和 5 1 年上越市条例第 3 0 号）第 1 条の規定により設置する<u>地域保育園</u>のうち、市長が別に定める保育所<u>及び地域保育園</u>をいう。</p> <p>2 略</p>

### <参考>小猿屋保育園の概要

所 在 地	上越市大字小猿屋 523 番地 1
敷地面積	1,975.45 m <sup>2</sup>
建物構造	木造一部鉄骨造平屋建て
延床面積	262.13 m <sup>2</sup>
建築年月	昭和 50 年 2 月（築 47 年）
定 員	45 人
そ の 他	平成 31 年 4 月 1 日から休園中

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第1号
提出課	国保年金課

歳出科目 (P172～P173)	3款1項2目	国民年金費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
国民年金費	6,559	6,983	△424

主な財源		主な経費	
国庫支出金	6,559	報酬	4,202
		職員手当等	863
		共済費	885
		旅費	175
		需用費	98
		委託料	220

#### 【目的】

国民年金の第1号被保険者（自営業者・農林漁業者・学生・無職の人などで20歳以上60歳未満の人）に係る届出や免除申請及び各種基礎年金の裁定請求等の受付業務を、国からの法定受託事務として実施する。

#### 【実施内容】

- ・第1号被保険者加入届の受付
- ・国民年金保険料免除、納付猶予申請、学生納付特例申請の受付
- ・老齢、障害、遺族基礎年金の裁定請求の受付
- ・特別障害給付金申請の受付
- ・年金受給者及び第1号被保険者死亡に伴う各種申請、届出の受付
- ・老齢福祉年金に係る異動等届出の受付
- ・啓発、相談業務

<第1号被保険者数の推移>

(単位：人)

区分	令和元年12月末	令和2年12月末	令和3年12月末
第1号被保険者数	14,655	14,655	14,386

歳出科目 (P184～P185)	3款1項5目	老人福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
老人医療対策事業	1,908	2,916	△1,008

主な財源		主な経費	
県支出金	756	需用費	3
繰入金	392	委託料	69
一般財源	760	扶助費	1,836

### 【目的】

65歳から69歳までのひとり暮らし又は寝たきりの人が、病気などにより通院・入院した際の医療費自己負担額の軽減を図る。

### 【実施内容】

#### (1) 対象者

後期高齢者医療制度の対象にならない65歳から69歳までの人で、常時ひとり暮らしで経済的に独立している人、又は3か月以上寝たきりで日常生活において介助を必要とする人で、前年中の合計所得が135万円以下の人

#### (2) 助成額

医療費の自己負担について、本来の3割を2割に軽減するため、残りの1割を助成する。

なお、平成26年3月末日までに受給者となった人は、70歳から74歳までの前期高齢者の自己負担額が1割から2割に引き上げられたことに伴い、新たな負担増が生じないように経過措置として対象年齢を74歳まで延長し、自己負担額が1割となるよう残りの2割を助成する。

<ひと月の自己負担限度額>

所得区分	外来	入院+外来
区分Ⅰ (住民税非課税世帯で年金収入80万円以下及び給与収入65万円以下の人)	8,000円	15,000円
区分Ⅱ (住民税非課税世帯で区分Ⅰに当てはまらない人)	8,000円	24,600円
一般 (住民税課税世帯の人)	18,000円	57,600円

#### (3) 制度周知

広報上越や地域包括支援センター職員研修会等で制度の周知を図る。

#### (4) 受給者数等の年間見込み (受給者数は年間平均人数)

区分	令和3年度		令和4年度 予算②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
受給者数 (人)	38	28	26	△12
助成件数 (件)	1,368	1,315	936	△432
1人当たり助成額 (円)	74,060	59,035	70,586	△3,474
助成額 (千円)	2,814	1,653	1,836	△978



歳出科目 (P186～P187)	3款1項5目	老人福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
後期高齢者医療制度運営費	2,390,415	2,421,497	△31,082

主な財源		主な経費	
県支出金	357,636	負担金補助及び交付金	
一般財源	2,032,779		1,876,007
		繰出金	514,408

### 【目的】

当市の加入者に係る保険給付や事務執行に必要な経費を負担するとともに、市の後期高齢者医療特別会計事業における事務費や保険料軽減分を繰り出すもの

### 【実施内容】

- (1) 事務費負担金 88,054  
広域連合における事務費（被保険者証作成等業務委託料や電算システム賃借料などの共通経費）を負担
- (2) 療養給付費負担金 1,787,953  
当市の保険給付費総額（見込額）に対する負担
- (3) 後期高齢者医療特別会計繰出金 514,408
  - ・後期高齢者医療特別会計事務費繰出金 37,560
  - ・保険基盤安定繰出金 476,848
 保険料の軽減分相当額 県負担金 357,636 (3/4)、市負担額 119,212 (1/4)

<当市の1人当たり保険給付費>

	令和2年度	令和3年度 実績見込み	令和4年度 予算
被保険者数（人）	32,206	32,000	32,690
1人当たり保険給付費（円）	662,302	694,713	677,371

<広域連合の予算規模>（一般会計：10億9,496万円、特別会計：2,670億431万円）

	広域連合（県全体）	上越市
被保険者数（人）	380,572	32,690
	県全体に占める当市の被保険者割合 8.59%	
保険給付費総額（千円）	262,489,404	22,143,258

歳出科目 (P 186～P 187)	3 款 1 項 5 目	老人福祉費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
高齢者健康支援訪問事業	8,739	9,478	△739

主な財源		主な経費	
一般財源	8,739	委託料	8,739

### 【目的】

生活習慣病などが重症化して、今後重い介護状態になるリスクの高い高齢者に対し、訪問により生活改善・向上のための働きかけを行うことで、介護予防を図るとともに、高齢者の心と体の健康の維持、増進を図る。

### 【4年度目標】

延べ訪問人数 2,730 人

### 【実施内容】

- ・健診の結果により抽出した生活習慣病などが重症化して重い介護状態になるリスクが高い高齢者を対象に、継続的に訪問等を実施する。
- ・介護予防、生活改善・向上を目的に、初回に保健師や栄養士等が対象者と面談し、その後研修を受けた受託者がおおむね3か月ごとに訪問等を実施する。

<訪問の状況>

(単位:人)

区分	令和3年度		令和4年度 計画②	比較増減 ②-①
	当初計画①	実績見込み		
訪問実人数	1,000	962	980	△20
延べ訪問人数	3,000	2,737	2,730	△270

※令和3年度と同様に、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施した訪問を基本とした上で、市内の感染状況により電話による支援も可能とし、受託者が健康状態の確認や生活改善等への支援を行う。

提出課	こども課
-----	------

歳出科目 (P 188～P 189)	3 款 2 項 1 目	児童福祉総務費
--------------------	-------------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
児童扶養手当給付事業	561,926	595,604	△33,678

主な財源		主な経費	
国庫支出金	186,961	報酬	1,436
一般財源	374,965	職員手当等	294
		共済費	297
		役務費	498
		委託料	1,568
		扶助費	557,760

### 【目的】

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

### 【実施内容】

(1) 支給対象

ひとり親家庭等の児童を監護する母、父又は同居する養育者

(2) 支給月額

所得及び児童数に応じて決定

<支給月額状況>

(単位：円)

区分	児童 1 人	児童 2 人	児童 3 人
全部支給	43,070	53,240	59,340
一部支給	10,160～43,060	15,250～53,220	18,300～59,310

※児童 4 人以上の場合は、1 人増えるごとに 3,050 円から 6,100 円までを加算

※限度額以上の所得がある場合は、支給停止

(3) 支給人数及び支給額等

区分	令和 3 年度		令和 4 年度 予算②	比較増減 ②－①
	当初予算①	実績見込み		
支給人数 (人)	1,160	1,183	1,175	15
母子	1,109	1,134	1,126	17
父子	51	49	49	△2
支給額 (千円)	593,213	557,722	557,760	△35,453
1 人あたり平均支給額 (円)	511,391	471,447	474,689	△36,702

歳出科目 (P188～P189)	3款2項1目	児童福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
子育て支援事業	3,750	3,729	21

主な財源		主な経費	
一般財源	3,750	報酬	1,794
		共済費	293
		旅費	205
		需用費	405
		役務費	292
		使用料及び賃借料	232

上越市子ども・子育て支援総合計画に位置付けた各種施策を着実に推進し、子どもがすこやかに育まれる環境を整備するもの

○子育てジョイカード事業 364

【目的】

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、多子世帯に対し、企業の協力を得て商品の割引等各種サービスを提供する。

【実施内容】

- ・18歳までの子どもが3人以上いる多子世帯に対し、「子育てジョイカード」を配付し、協賛企業の協力を得て商品の割引等各種サービスを提供する。
- ・事業周知のため、協賛企業に対してステッカー等のPR物品を配付する。

<企業数及び店舗数>

区分	令和2年度	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)
協賛企業数	247	253	257
協賛店舗数	387	396	402

○子育て支援情報の提供 208

【目的】

安心して子どもを生き育てることができる環境づくりを推進するため、子育て中の人に対し、ホームページやSNSを活用して子育て情報を発信する。

【実施内容】

子育て支援サイト「上越市子育て応援ステーション」に、子育てに関するイベントや各種制度等の情報を見やすく掲載し、子育て支援情報を発信する。

<件数及び登録者数>

区分	令和2年度	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)
アクセス件数(件)	240,335	260,259	273,272
メールマガジン登録者数(人)	543	545	550

○子ども・子育て支援総合計画の推進 3,178

**【目的】**

上越市子ども・子育て支援総合計画（計画期間：令和2年度から令和6年度まで）に基づく各種施策を着実に推進する。

**【実施内容】**

- ・上越市子ども・子育て支援総合計画に位置付けた各種施策を着実に推進するため、子ども・子育て会議において、事業の進捗状況の点検・評価や保育施設等の利用定員についての協議等を行う。
- ・子どもの権利に関する理解と知識を深めるため、子どもの権利学習の実施や市民を対象とした講座等を開催する。

歳出科目（P190～P191）	3款2項1目	児童福祉総務費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
児童手当給付事業	2,524,641	2,652,711	△128,070

主な財源		主な経費	
国庫支出金	1,747,019	報酬	2,871
県支出金	384,726	職員手当等	588
一般財源	392,896	共済費	608
		役務費	3,731
		委託料	5,258
		扶助費	2,511,230

### 【目的】

児童を養育している人に手当を支給することにより、子育て世帯の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援する。

### 【実施内容】

#### (1) 支給対象及び支給月額 (単位：円)

支給対象		児童1人当たりの支給月額	
		所得限度額未満	所得限度額以上
3歳未満		15,000	5,000 (※特例給付)
3歳から	第1・2子	10,000	
小学校修了前	第3子以降	15,000	
中学生		10,000	

※特例給付は、児童を養育している人の所得が限度額以上の場合に児童の年齢等にかかわらず支給

※児童手当法の一部改正に伴い、特例給付の対象者のうち所得が一定額以上の場合、支給対象外となる。(令和4年10月支給分から適用)

#### (2) 対象児童数及び支給額

区分	令和3年度		令和4年度 予算②	比較増減 ②－①
	当初予算①	実績見込み		
対象児童数(延べ人数)	239,402	235,418	227,754	△11,648
支給額(千円)	2,642,800	2,585,580	2,511,230	△131,570

提出課	保育課
-----	-----

歳出科目 (P190～P193)	3款2項2目	保育所運営費
------------------	--------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
公立保育所運営費	1,886,734	2,246,057	△359,323

主な財源		主な経費	
分担金及び負担金	8,091	県支出金	26,701
使用料及び手数料	65,703	諸収入	113,197
国庫支出金	30,835	一般財源	1,639,007
		報酬	272,355
		給料	588,658
		職員手当等	189,185
		共済費	201,707
		需用費	425,521
		委託料	106,535

### 【目的】

就労、病気その他の理由により、日中、家庭において保育することができない保護者に代わって児童を保育し、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整える。

### 【4年度目標】

- ・ 保育園の老朽化に伴う修繕などを適時・適切に行い、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整える。
- ・ 年度途中の入園希望に対応するため、適切に保育士を配置する。

### 【実施内容】

#### (1) 保育の方針

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」及び「保育所保育指針」を基に策定した上越市立保育園の「保育の計画」に沿って、児童の年齢等に応じて適切に保育する。

#### (2) 保育園の状況

園数 (園)	予定利用定員 (人)	児童数 (人)
34	2,969	2,133

※児童数は、通年における平均の見込数

#### (3) 職員の状況 (4月1日時点の見込数)

(単位：人)

正規職員		会計年度任用職員					合計
保育士 (園長等含む)	調理員	保育補助	調理補助	看護師	事務補助	保育園士	
252	52	320	61	6	6	34	731

#### (4) 施設の修繕・工事

- ① 営繕修繕 58,510 (箇所付分 41,146、緊急分 17,364)
- ② 備品修繕 4,704 (箇所付分 437、緊急分 4,267)
- ③ 施設工事 25,201 (子安保育園下水道接続工事、富岡保育園合併処理浄化槽入替設備工事)

(5) 通園バス運行事業

- ① 実施保育園数 18 園
- ② 車両台数等 車両数 24 台、運行組織数 12 団体
- ③ 運行業務委託料 55,464
  - ・通常運行分 53,838 (利用見込人数 154 人)
  - ・園外保育分 1,626

(参考資料)

令和 4 年度保育園別の予定利用定員及び児童数

(単位：人)

	園名	予定利用定員	児童数		園名	予定利用定員	児童数
1	南新町	120	59	19	安塚	40	18
2	東本町	94	73	20	うらがわら	110	92
3	稲田	60	57	21	大島	40	18
4	大和	103	96	22	牧	50	10
5	戸野目	100	83	23	柿崎第一	100	91
6	上雲寺	60	57	24	柿崎第二	80	54
7	和田	80	51	25	上下浜	50	21
8	高士	50	26	26	下黒川	50	30
9	子安	86	72	27	はまっこ	180	148
10	三郷	60	16	28	まつかぜ	110	101
11	諏訪	40	19	29	南川	160	130
12	富岡	76	56	30	大瀧	150	119
13	夷浜	40	20	31	明治	50	33
14	やちほ	110	100	32	中郷	90	51
15	有田	160	131	33	いたくら	190	128
16	たにはま	50	18	34	きよさと	80	64
17	保倉	70	36	合 計		2,969	2,133
18	北諏訪	80	55				

※児童数は、通年における平均の見込数

[充](6) 保育料の見直し

① 改正の概要

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、2歳児に係る市独自の制度として、年収約 265 万円未満相当世帯 (C~D2 階層) の保育料を無料とし、あわせて年収約 500 万円未満相当世帯 (D3~D9 階層) の保育料を半額とする。



② 改正後の保育料表（案）

（単位：円）

階層区分		0・1 歳児クラス		2 歳児クラス		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0	
C	市民税均等割のみ課税世帯	8,500	8,400	0	0	
D0	市民税所得割額	3,000 円未満	10,400	10,300	0	0
D1		7,800 円未満	14,200	14,000	0	0
D2		12,000 円未満	16,100	15,900	0	0
D3		27,000 円未満	19,000	18,700	9,500	9,300
D4		39,000 円未満	21,800	21,500	10,900	10,700
D5		51,000 円未満	23,700	23,300	11,800	11,600
D6		63,000 円未満	29,400	28,900	14,700	14,500
D7		75,000 円未満	32,300	31,800	16,100	15,900
D8		89,400 円未満	36,100	35,500	18,000	17,700
D9		105,000 円未満	38,000	37,400	19,000	18,700
D10		123,300 円未満	38,900	38,300	38,900	38,300
D11		154,500 円未満	44,600	43,800	44,600	43,800
D12		222,100 円未満	45,600	44,800	45,600	44,800
D13		255,100 円未満	52,200	51,300	52,200	51,300
D14		351,400 円未満	57,900	57,000	57,900	57,000
D15	351,400 円以上	60,800	59,800	60,800	59,800	

（※）A 階層は、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯

歳出科目 (P 192～P 193)	3 款 2 項 2 目	保育所運営費
--------------------	-------------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
私立保育所等運営費	4,032,098	2,675,150	1,356,948

主な財源		主な経費	
分担金及び負担金 125,354	一般財源 1,159,012	委託料 1,507,926	扶助費 2,163,243
国庫支出金 1,927,760		負担金補助及び交付金	
県支出金 819,972		360,929	

### 【目的】

就労、病気その他の理由により、日中、家庭において保育することができない保護者に代わって児童を保育し、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整える。

### 【4年度目標】

私立保育園及び認定こども園への各種委託・補助を継続し、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整える。

### 【実施内容】

#### (1) 保育園等の状況

	園数 (園)			予定利用定員 (人)			児童数 (人)		
	3年度	4年度	増減	3年度	4年度	増減	3年度	4年度	増減
保育園	17	12	△5	1,750	1,421	△329	1,755	1,397	△358
認定こども園	5	15	10	814 (415)	2,111 (654)	1,297 (239)	746 (374)	2,075 (630)	1,329 (256)
合計	22	27	5	2,564 (415)	3,532 (654)	968 (239)	2,501 (374)	3,472 (630)	971 (256)

※児童数は、通年における平均の見込数

※私立保育園等は、年度途中の児童増により利用定員を超える受入れが可能

※( )内は、教育を希望する子どもの予定利用定員及び児童数

#### (2) 委託料・扶助費の内訳

- ・運営委託料 (園児の健診等に係る委託料) 14,343 (全園)
- ・児童保育委託料 1,493,583 (私立保育園 12 園)
- ・認定こども園施設型給付費 2,136,552 (15 園)
- ・就園支援給付金 8,478 (全園)
- ・子育て支援施設等利用給付費 18,213 (幼稚園・認定こども園預かり保育、認可外施設)

#### (3) 補助金の内訳

- ・私立保育園等保育園士雇用補助金 49,859 (26 園)
- ・私立保育園等看護職員雇用補助金 6,579 (9 園)
- ・私立保育園等改築工事補助金 228,068 (9 園)

- ・私立保育園及び私立認定こども園園児通園バス購入費等補助金 2,000 (2園)
- ・再配置対象保育園バス業務支援補助金 17,500 (3園)
- ・保育士等処遇改善臨時特例交付金 56,923 (全園)

(参考資料)

令和4年度保育園等の予定利用定員及び児童数

(1) 保育園 (単位：人)

	園名	予定利用定員	児童数
1	高田大谷	130	123
2	くろだ	70	75
3	こがね	100	100
4	城西	80	66
5	五智	80	89
6	下門前	100	104
7	つちはし	200	198
8	かすが	211	203
9	なおえつ	200	200
10	よしかわ	60	55
11	さんわ	140	134
12	名立たちばな	50	50
合 計		1,421	1,397

(2) 認定こども園 (単位：人)

	園名	予定利用定員	児童数
1	マハヤナ	260(150)	257(150)
2	たちばな	140(60)	131(56)
3	聖上智オリーブ	140(40)	106(20)
4	たちばな春日	230(130)	228(135)
5	なかよし	100(9)	122(9)
6	大曲	110(9)	109(8)
7	高志	160(12)	161(7)
8	聖母マリア	110(8)	115(8)
9	ひがししろ	115(7)	120(8)
10	真行寺	210(180)	187(180)
11	マリア	110(9)	120(9)
12	ほたる	120(9)	118(9)
13	和同	60(4)	55(2)
14	門前にここにこ	222(12)	225(12)
15	森のこども園てくてく	24(15)	21(17)
合 計		2,111(654)	2,075(630)

※( )内は、教育を希望する子どもの予定利用定員及び児童数

※上記(1)及び(2)の児童数は、通年における平均の見込数

※私立保育園等は、年度途中の児童増により利用定員を超える受入れが可能

歳出科目（P192～P195）	3款2項2目	保育所運営費
-----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
特別保育事業	448,992	272,901	176,091

主な財源		主な経費	
国庫支出金	31,692	委託料	384,131
県支出金	160,888	負担金補助及び交付金	
一般財源	256,412		64,861

#### 【目的】

仕事と子育ての両立を支援し、子育ての負担感を緩和して、安心して子育てができるよう、延長保育や一時預かり、未満児保育など保護者ニーズに対応した保育サービスを提供する。

#### 【4年度目標】

延長保育や一時預かり、未満児保育など保育ニーズに応じた特別保育を実施し、保護者が安心して子育てができる環境を整える。

#### 【実施内容】

事業名	事業内容	実施園	事業費
障害児保育事業 (県単障害児保育事業含む)	特別な配慮が必要と認められる児童の受入れを行い、必要な保育士を加配する。	私立保育園全園 私立認定こども園12園	103,680
医療的ケア児保育支援事業	医療的ケアを必要とする児童の受入体制を整備するため、看護師の配置等を行う。	私立保育園2園	9,555
保育環境改善等事業 (障害児受入促進事業・熱中症対策事業・安全対策事業・新型コロナウイルス感染症対応事業・保育環境向上等事業)	障害のある児童の保育や熱中症対策、睡眠中の事故防止対策に必要な環境対策及び老朽化した備品の更新を行うほか、感染症対策の徹底を図りながら継続的に保育を実施するために必要な対策を講じる。	私立保育園全園 私立認定こども園全園	39,756
保育所等業務効率化推進事業	保育士の業務負担を軽減するため、保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入や、外国人の子どもの保護者対応に係る通訳等のための機器を購入する。	私立保育園3園 私立認定こども園3園	2,653
延長保育促進事業	「保育の中心となる時間帯」の前後に保育を行う。	私立保育園全園 私立認定こども園全園	44,209
保育所地域活動事業	高齢者との世代間交流や異年齢児との交流事業を行う。	私立保育園9園 私立認定こども園9園	5,275

事業名	事業内容	実施園	事業費
未満児保育事業	1歳児に対する保育士の配置や0歳児1人当たりの面積などについて、国の基準以上を確保して未満児の保育を行う。	私立保育園全園 私立認定こども園13園	221,412
一時預かり事業	就労、疾病、育児疲れ解消等の理由により一時的な保育を行う。	私立保育園6園 私立認定こども園2園	22,452
合 計			448,992

※ 前頁の「本年度」及び「前年度」の金額は当初予算額である。  
ただし、下記の表は、各年度における国の補正予算を活用した事業費の前倒し等による補正予算の影響額を反映し、実質的な予算比較を表示している。

本年度			前年度			比較
令和3年度3月 補正予算額 (※)	当初予算額	合計	令和2年度3月 補正予算額 (※)	当初予算額	合計	
0	448,992	448,992	10,500	272,901	283,401	165,591

※各年度の補正予算額は、国の補正予算を活用した事業費の前倒し等による額を示す。

歳出科目（P194～P195）	3款2項2目	保育所運営費
-----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
公立保育所施設整備事業	485	378,605	△378,120

主な財源		主な経費	
諸収入	301	役務費	13
一般財源	184	委託料	472

#### 【目的】

保育園施設の老朽化や未満児の入園増、保育ニーズの多様化などに対応するため、公立保育園の民間移管を含めた適正配置を検討し、再編及び改築等を行う。

#### 【4年度目標】

保育園の再配置等に係る計画（第3期）の計画期間が令和4年度までであることから、今後の適正配置を検討し、令和5年度から実行可能な状態にする。

#### 【実施内容】

- (1) 今後の保育園の適正配置の検討 13  
 保育園の施設の老朽化や未満児の入園増などの保育ニーズに対応するため、保育園の再配置等に係る検討を進めることから、アンケート調査を実施する。
- (2) 小猿屋保育園園舎アスベスト含有調査 171  
 小猿屋保育園について、園舎のアスベスト含有調査を行う。
- (3) 春日保育園建物表題登記用図面作成 301  
 春日保育園の建物について、表題登記に必要な図面を作成する。

歳出科目（P194～P195）	3款2項2目	保育所運営費
-----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
ファミリーヘルプ保育園運営費	79,090	80,254	△1,164

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	10,414	需用費	2,271
国庫支出金	9,073	役務費	226
県支出金	9,073	委託料	76,213
一般財源	50,530	使用料及び賃借料	336
		備品購入費	44

### 【目的】

子育て中の保護者のリフレッシュや急病など緊急又は一時的な保育ニーズに応えるため、24時間体制の保育サービスを提供する。

### 【4年度目標】

緊急又は一時的な保育ニーズに柔軟に対応し、利用者が安心して児童を預けることができる環境を整える。

### 【実施内容】

#### (1) 対象者

市内に住所を有する生後8週間から就学前までの乳幼児で、保護者が、疾病、災害、リフレッシュ等により緊急又は一時的に保育することができないと認められる児童

#### (2) 利用時間・使用料

区分	利用時間	使用料		
昼間保育	午前7時から 午後6時まで	3歳未満	5時間未満 700円	5時間以上 1,400円
		3歳以上	5時間未満 500円	5時間以上 1,000円
夜間保育	午後6時から 午後10時まで	800円		
24時間保育	宿泊を伴う保育	3,000円 ※午後4時から翌日午前8時までの利用は2,000円		

#### (3) 利用状況

(単位：人)

区分	令和3年度		令和4年度 予算②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
昼間保育のみ	8,865	8,797	8,799	△66
夜間保育のみ	173	122	123	△50
昼夜間保育	789	637	638	△151
24時間保育	29	20	20	△9
合計	9,856	9,576	9,580	△276

歳出科目 (P194～P195)	3款2項2目	保育所運営費
------------------	--------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
病児・病後児保育室運営費	78,079	67,045	11,034

主な財源		主な経費	
国庫支出金	20,183	報酬	1,823
県支出金	20,183	給料	15,203
諸収入	8,134	職員手当等	3,841
一般財源	29,579	共済費	4,088
		委託料	49,401
		使用料及び賃借料	2,035

### 【目的】

仕事と子育ての両立を支援し、子育ての負担感を緩和して、安心して子育てができるよう病気の児童を一時的に保育できる環境を整える。

### 【4年度目標】

病児・病後児保育室の利用申込みに対して、100%の受入れを行う。

### 【実施内容】

#### (1) 事業内容

[充]・病児保育事業… 当面、症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童を保育する。

新たに、保育園等において体調不良となった児童を、保護者に代わって迎えに行き、医療機関での受診及び病児保育室での一時的な保育を行う取組を開始する。

・病後児保育事業… 病気の回復期であり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童を保育する。

#### (2) 利用時間・利用料等

事業名	実施園等	開設時間	利用料金	事業費
病児保育事業	民間1施設(委託) 妙高市1施設	平日午前8時から午後6時まで	2,000円/日 ※送迎利用は実費 (上限2,000円/回)	49,791
病後児保育事業	公立2施設 妙高市1施設	平日午前8時から午後6時まで	1,300円/日	28,288

※病児保育事業における送迎対応は、上越市内の1施設のみで実施



提出課	こども課
-----	------

歳出科目 (P194～P195)	3款2項2目	保育所運営費
------------------	--------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
子育てひろば運営事業	110,446	103,604	6,842

主な財源		主な経費	
国庫支出金	36,802	報酬	26,578
県支出金	36,802	職員手当等	5,228
一般財源	36,842	共済費	5,691
		旅費	1,704
		需用費	779
		委託料	70,331

### 【目的】

子育て中の保護者や乳幼児に、地域で安心して過ごす場や子育て情報を提供するなど、保護者の子育て不安の軽減を図り、楽しく子育てができる環境づくりを推進する。

### 【実施内容】

＜子育てひろばの状況＞

事業名	事業内容	箇所数	事業費
常設子育てひろば	未就園児の遊びの場や保護者同士の交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談や情報提供を行う。	公立保育園 8園 私立保育園 13園 (委託)	110,446

※「春日子育てひろば」及び「さんわ子育てひろば」について、併設する公立保育園の民間移管に伴い、令和4年4月1日から子育てひろば運営を業務委託に変更する。

[充] 大島区・牧区における子育てひろばの開設日数の拡充

利用しやすい環境を整えるため、大島区及び牧区において週1日開設してきた「移動子育てひろば」について、併設する保育園で保育業務と一体的に実施することとし、開設日数を拡充する。

#### (1) 事業内容

保育園内の空きスペース等を活用し、子どもや保護者の遊びや交流の場として開放する。保護者が抱える不安に対しての相談・助言等は保育士が応じる。

#### (2) 開設場所 大島保育園、牧保育園

#### (3) 開設日時 月曜日から金曜日：午前10時から正午

＜利用状況＞

事業名	区分	令和2年度		令和3年度 (見込み)		令和4年度 (見込み)	
		箇所数 (箇所)	延べ利用者数(人)	箇所数 (箇所)	延べ利用者数(人)	箇所数 (箇所)	延べ利用者数(人)
常設子育てひろば	公	11	23,240	10	20,757	8	14,041
	私	11	20,881	11	21,799	13	27,081
移動子育てひろば	公	2	311	2	280	0	-
合計		24	44,432	23	42,836	21	41,122

歳出科目 (P194～P197)	3款2項3目	母子福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
母子生活支援施設運営費	39,246	39,104	142

主な財源		主な経費	
国庫支出金	18,794	旅費	128
県支出金	9,397	委託料	37,709
一般財源	11,055	負担金補助及び交付金	1,409

### 【目的】

生活の支援が必要な母子世帯の入所・保護を私立母子生活支援施設に委託し、早期に自立できるように支援する。

### 【実施内容】

#### (1) 委託料及び措置世帯数等（市外施設への入所を含む）

区分	令和3年度		令和4年度 予算②	比較増減 ②－①
	当初予算①	実績見込み		
委託料（千円）	37,167	30,028	37,656	489
月平均措置世帯数	10	8	9	△1
月平均措置人数（人）	27	20	23	△4

#### (2) 補助金及び上越市措置世帯数

区分	令和3年度		令和4年度 予算②	比較増減 ②－①
	当初予算①	実績見込み		
補助金（千円）	1,696	1,174	1,409	△287
月平均措置世帯数	6	4	5	△1

<参考> 母子生活支援施設の入所状況（他市町村措置による入所を含む）

区分	令和2年度	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)
月平均入所世帯数	12	13	12

歳出科目 (P 196～P 197)	3 款 2 項 3 目	母子福祉費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
ひとり親家庭等支援事業	99,983	88,862	11,121

主な財源		主な経費	
国庫支出金	5,481	報酬	3,110
県支出金	43,173	共済費	650
繰入金	1,886	委託料	2,473
	一般財源 49,443	負担金補助及び交付金	
			1,456
			91,398

ひとり親家庭の保護者等に対し、医療費や資格取得に係る経費を助成することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、就労を支援するなど、自立に向けた支援を行うもの

○ひとり親家庭等医療費助成事業 90,536

【目的】

ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、保護者及び児童に係る医療費を助成する。

【実施内容】

ひとり親家庭等の児童及びその児童を監護する母若しくは父、又は父母以外の養育者の医療費について、自己負担金から一部負担金を控除した額を助成する(所得制限あり)。

※一部負担金：入院 1,200 円/日

通院 530 円/回 (同一医療機関で 1 か月 5 回目以降は無料)

※小学校就学前児童及び市民税非課税世帯の小学生の一部負担金については無料

<助成件数及び助成額>

区分	令和 3 年度		令和 4 年度 予算②	比較増減 ②－①
	当初予算①	実績見込み		
助成件数 (件)	35,384	40,332	38,360	2,976
助成額 (千円)	76,950	83,615	85,812	8,862

○ひとり親家庭自立支援事業 9,447

【目的】

ひとり親家庭等への相談等を通じて、自立に向けた資格取得に対する給付金を支給するなど、対象者の個別事情に配慮しながら就労を支援する。

【実施内容】

(1) 母子・父子自立支援員

ひとり親家庭等の母又は父の精神的、経済的な安定を図るため、関係機関と連携しながら、自立に必要な情報提供や相談等を行うとともに、自立に向けたプログラムの作成を行うなど、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。

(2) 自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭等の母又は父の主体的な能力開発を支援するため、教育訓練講座受講料の全額(上限 80 万円/年。ハローワークの給付金 2 割相当の支給がある場合は差し引いた額)を支給する。

(3) 高等職業訓練促進給付金

看護師、介護福祉士等の資格取得のため、養成機関で修学するひとり親家庭等の母又は父に対し、48 月を上限に、月額 100,000 円（市民税非課税世帯）、又は月額 70,500 円（同課税世帯）を支給する。ただし、最終年度は 40,000 円を上乗せし支給する。

(4) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金

ひとり親家庭等の親又は子が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講する場合、受講開始時に受講費用の 5 割、これを修了した時に受講費用の 3 割、試験に合格した時に受講費用の 2 割を支給する（上限 40 万円）。

歳出科目 (P196～P197)	3款2項4目	児童福祉施設費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
児童館運営費	3,402	3,302	△100

主な財源		主な経費	
一般財源	3,402	需用費	584
		役員費	78
		委託料	2,383
		使用料及び賃借料	273
		負担金補助及び交付金	84

### 【目的】

児童が仲間づくりや自発的な活動を通して、心身ともにすこやかに成長する環境をつくる。

### 【実施内容】

- (1) 施設名 諏訪児童館、名立児童館
- (2) 利用対象 低学年児童等
- (3) 管理体制 各児童館に児童指導員2人を配置  
(放課後児童クラブ併設の諏訪児童館は、クラブ支援員が兼務)
- (4) 開設時間 月曜日から金曜日：下校時から午後5時まで  
土曜日：午前9時から午後5時まで
- (5) 休館日 日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日まで

(6) 利用状況 (単位：人)

施設名	令和2年度	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)
諏訪児童館(放課後児童クラブ併設)	379	301	293
名立児童館	1,481	1,390	1,382
合計	1,860	1,691	1,675